

間伐材マーク使用規程の新旧対照表

改正前	改正後
<p>9 マークの使用料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>製品へのマーク使用に当たり、使用者側の事由により、使用期間の途中でマークの使用を中止する場合には、速やかに所定の様式にてその理由を記し、事務局まで提出して下さい。なお、既納の使用料の返還は行いません。</u></p> <p>1.3 間伐材マーク使用認定の取り消し等</p> <p>(1) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及びマークが不正に使用された場合等は、事務局は使用者に対し是正を求めるための警告</p>	<p>9 マークの使用料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>使用者側の事由により、使用期間の途中でマークの使用を中止する場合、既納の使用料の返還は行いません。</u></p> <p>1.3 マークの使用中止等</p> <p><u>(1) 製品へのマーク使用に当たり、使用者側の事由により、使用期間の途中でマークの使用を中止する場合は、所定の様式にてその理由を記し、速やかに事務局まで提出して下さい。</u></p> <p><u>(2) 使用期間（2年間）終了に伴い、使用を停止する場合は上記(1)の限りではありません。</u></p> <p>1.4 マーク使用認定の取り消し等</p> <p>(1) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及びマークが不正に使用された場合、<u>マーク使用料の支払いの全部または一部を滞納した</u></p>

を行います。

(2) 使用者が、上記(1)の警告に応じない場合は、認定の取り消しその他必要な措置をとると共に、全国森林組合連合会機関紙・ホームページ等で告知します。

(3) (略)

1.4 使用規程の変更 (略)

1.5 その他

(1)・(2) (略)

(3) 本使用規程は、平成20年9月1日から適用します。

初回適用年月日 平成13年 4月20日

第1回改訂年月日 平成16年 1月 1日

第2回改訂年月日 平成20年 9月 1日

場合(マーク使用料請求書に記載された期日までに支払いが行われない)等は、事務局は使用者に対し是正を求めるための警告を行います。

(2) 使用者が、上記(1)の警告を受けてから、90日経過しても応じない場合は、認定の取り消しその他必要な措置をとると共に、全国森林組合連合会機関紙・ホームページ等で告知します。

(3) (略)

1.5 使用規程の変更 (略)

1.6 その他

(1)・(2) (略)

(3) 本使用規程は、平成28年9月1日から適用します。

初回適用年月日 平成13年 4月20日

第1回改訂年月日 平成16年 1月 1日

第2回改訂年月日 平成20年 9月 1日

第3回改訂年月日 平成28年 9月1日